

出産・子育て応援事業(ゆいかご・とうきょう事業)について(令和元年度事業内容)

核家族化や地域のつながりの希薄化等による育児の孤立化

子育て世帯の不安感や負担感の軽減が必要

【目的】全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図る。

【実施期間】H27～R1年度(R1予算1,150百万円)

【実施主体】区市町村

【事業内容】母子保健強化事業または包括的支援事業を実施

【R1年度スケジュール】

当初交付申請：8月

変更交付申請：翌年1月

補助金交付：3月

当初交付決定：10月

変更交付決定：2月

実績報告・額の確定：翌年度

事業内容

母子保健強化事業

- 全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握する。
 - 育児パッケージ(子育て用品等)を配布する。
 - 支援を要する家庭については、関係機関と情報を共有し、連携しながら、必要な支援につなぐ。
- 【任意事業】子育て世代包括支援センター開設準備事業(職員の雇上げや協議会の設置等)*注

〔育児パッケージ〕

＝社会で子育てを支援するというメッセージ
→行政が育児の伴走者として家庭に関わるためのツールとして活用

包括的支援事業

妊産婦等

相談

助言・指導

包括的支援拠点(保健所・保健センター・子供家庭支援センター等)

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供

- 全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する。
- 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。必要に応じて支援実施機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行う。
- 妊産婦等に育児パッケージを配布する。
- 以下のいずれかに該当する者には、支援プランを作成し、きめ細かい支援を実施する。(心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者、家族からの援助が得られないなどのリスク要因が認められる者、継続的な支援を希望する者)
- 支援プランを作成したケースについて、支援の効果を評価・確認しながら、プランの見直しを行う。継続的な支援が必要な場合は、子供が就学するまで支援する。
- 必要に応じて、訪問によるアウトリーチ型支援を行う。

連携・委託

関係機関

- ・医療機関(産科等)
- ・保健所
- ・子供家庭支援センター
- ・児童相談所
- ・民間機関

等

【任意事業】産前・産後サポート事業(専門家や子育て経験者による相談支援)、産後ケア事業(母体ケアや育児指導等)、これらの実施場所の修繕
子育て世代包括支援センター開設準備事業(職員の雇上げや協議会の設置等)*注

*注「子育て世代包括支援センター」は、母子保健法第22条に規定されるものを指す。

産前・産後サポート事業

(平成30年度予算) (平成31年度予算案)
746百万円 → 777百万円

事業目的等

○妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

○市町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる)

対象者

○身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

○事業の内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート
- ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③妊産婦等をサポートする者の募集
- ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

○実施方法・実施場所等

- ①「アウトリーチ(パートナー)型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- ②「デイサービス(参加)型」・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

○実施担当者

(1)助産師、保健師又は看護師
(2)子育て経験者、シニア世代の者等

(事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とするのが望ましい)

○補助率等

(補助率:1/2) (H31基準額(案): 人口10~30万人未満の市の場合 11,729千円)

(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成29年度は314市町村において実施)

産後ケア事業

(平成30年度予算) (平成31年度予算案)
2,388百万円 → 2,551百万円

事業目的

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

実施主体等

○市町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能)

対象者

○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者 (1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2)その他特に支援が必要と認められる者

事業の概要

○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

- ①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む)
- ②褥婦に対する療養上の世話
- ③産婦及び乳児に対する保健指導
- ④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤育児に関する指導や育児サポート等

○実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
- (2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
- (3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

○補助率等

(補助率: 1/2) (H31基準額(案): 人口10~30万人未満の市の場合 24,280千円)

(利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収)

(平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成29年度は392市町村において実施)

産婦健康診査事業について

国資料

要 旨

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

（平成30年度予算）

1, 073百万円

（214, 554件）

（平成31年度予算案）

1, 268百万円

（338, 180件）

事 業 内 容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

（実施主体：市町村、補助率：1／2、H31基準額（案）：1回当たり5, 000円）（平成29年度は73市町村において実施）

※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- （1）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- （2）産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- （3）産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

